

秋田県告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき、告示する。

平成30年9月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

| 名 称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------------|----------------|-----------------------|------------|
| 清水の郷訪問介護事業所 | 湯沢市杉沢字戸石崎85番地1 | 訪問介護 | 平成30年7月31日 |
| デイサービスセンターたから指定地域密着型通所介護事業所 | にかほ市平沢字宝田32番地 | 地域密着型通所介護 | 平成30年8月1日 |
| おもてまち薬局 | 湯沢市表町四丁目9番2号 | 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 | 平成30年8月1日 |
| 佐野薬局四小前店 | 能代市字藤山112番地2 | 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 | 平成30年9月1日 |